

明けましておめでとうございます。新年を迎えた1月7日は、ヘルスマイトにとって「七草粥でお接待の日」であり、毎年の恒例事業となっています。

今年も住民さんをはじめ、遠方から参拝に来られた方など約350食のお接待をすることができました。

体に良い効果がたくさんある七草を使った七草粥は「健康に過ごせますように」と無病息災を願うとともに、飲食の機会が多いお正月で疲れた胃腸をやすめるための行事食です。

七草粥を食べられた方の“温まった～”“今年も元気に過ごせそうな気がしてきた”などの感想をいただき嬉しく思いました。今年も引き続き、ヘルスマイトとしての活動を頑張っていきたいと思えます。



2月定例教育委員会の日程について

日時 2月28日(水)
午前9時30分～
場所 日和佐公民館3階会議室

美波町立小・中学校臨時教員候補者登録のお知らせ

美波町教育委員会では、臨時的に教員を必要とする場合に備えて町立小・中学校臨時教員候補者を登録しています。

小学校教員、中学校教員、養護教員の資格をお持ちの方で、登録を希望される方は、美波町教育委員会事務局(☎77-13620)までお問い合わせください。

日和佐都市計画公園の決定素案の縦覧及び説明会等の開催について

このたび、日和佐都市計画公園につきまして、現状の社会情勢・土地利用形態の変化等に伴い日和佐都市計画公園の決定を行います。つきましては、次のとおり素案を縦覧するとともに、説明会及び公聴会を開催します。

① 素案の縦覧

縦覧期間 2月26日(月)から3月15日(木)まで

縦覧場所 美波町建設課

② 説明会

開催日時 3月2日(金) 午後7時から
開催場所 日和佐公民館3F 大集会室

③ 公聴会

開催日時 3月20日(火) 午後7時から
開催場所 日和佐公民館3F 大集会室

・公述申込

美波町内にお住まいで、当該都市計画公園決定の素案に対して公述を希望される方は、意見の要旨、その理由、住所、氏名、電話番号を記載した書面を3月15日(木)までに美波町長あてに提出してください。(提出先は美波町建設課)
*公述人がいない場合は、「公聴会」は行いません。

お問い合わせ先 役場建設課

☎ 77-13618
FAX 77-11666

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。平成30年4月2日までに、ご請求ください。請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

◎支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があつたことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があつた方に限ります。

■支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金
国庫債券 1号
額 面 25万円(5年償還)

■請求窓口

役場住民生活課
☎ 77-13613
由岐支所
☎ 78-11111